

○東山梨行政事務組合事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書

この東山梨行政事務組合事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書（以下「共通説明書」という。）は、東山梨行政事務組合事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う入札について適用する。

1. 入札に付する事項

入札公告（以下「公告」という。）に示すとおり。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

現に有効である東山梨行政事務組合入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者で、次の各号に示す要件をいずれも満たしているほか、公告で掲げる要件をいずれも満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく本組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本組合の資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 東山梨行政事務組合建設工事請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 入札参加形態が特定建設工事共同企業体である場合は、当該特定建設工事共同企業体が東山梨行政事務組合特定建設工事共同企業体取扱要綱に定めるところにより構成されたものであること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 入札の日以前6箇月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (9) 入札の日において、不渡りによる取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務委託等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (11) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払いが不可能になった者でない

- 者、又は第三者の債権保全の請求が常態化したと認められる者でないこと。
(12) その他管理者が定めた資格を満たす者であること。

3. 入札・開札の日時及び場所

公告に示すとおり。

4. 入札参加申出に関する事項

実施要綱の規定に基づき入札参加を希望する者は、次のとおりとする。

- (1) 受付期限 公告に示すとおり。
- (2) 提出書類 東山梨行政事務組合事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書（様式第1号。以下「参加申出書」という。）
- (3) 提出先 総務課契約担当
TEL 0553-32-5021 FAX 0553-32-3240
- (4) 提出方法 参加申出書を総務課契約担当まで持参により提出すること。
なお、FAXによる提出も可とするが、その際は必ず確認の電話連絡をして指示を得ること。

5. 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査

競争入札への参加形態が共同企業体である場合は、東山梨行政事務組合特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、公告に示す日時まで入札参加資格審査申請書を持参により提出すること。

6. 入札に付する内容を説明する日時及び場所

申請書等の作成説明会及び現場説明会は行わない。

7. 事業内容説明に関する事項

- (1) 入札説明書及び設計図書等の入札関係書類は、東山梨行政事務組合ホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載するものとし、閲覧制限を加えた案件の場合は、設計図書閲覧申出書によりパスワードの開示を申し出ること。
- (2) 配布期間、場所、方法は公告に示すとおり。
- (3) 質疑応答について、質問は公告に示す日時までに質問書（様式第2号）をFAXにより提出すること。回答は、公告に示す日時までに入札参加者全員にFAXで回答するとともに、総務課契約担当で閲覧可能にする。また、質問のない者は、質問書の提出を要しない。

8. 提出書類

入札時に持参する提出書類は、次に掲げるものとする。指定の様式は、ホームページからダウンロードして作成すること。

提出書類は、東山梨行政事務組合事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）（以下「申請書」という。）を一番上にしてクリップ等で挟んで提出すること。封筒には入れない。ただし、郵便による入札のときは、公告に示すとおりの方法による。

なお、提出書類等に虚偽の記載をした場合は、東山梨行政事務組合建設工事請負契約に係る指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (1) 申請書（様式第3号）
 - (2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表（様式第4号）
 - (3) 施工（業務）実績調書（様式第5号）
 - (4) 配置予定技術者調書（様式第6号）
 - (5) 積算内訳書
- ※参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合は入札書を無効とする。
（提出書類の最後に挟んで一緒に提出すること。）
- (6) それぞれの提出書類で指定する添付書類
 - (7) その他公告で指示する書類

9. 入札等

- (1) 入札の執行回数は2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表している場合にあっては、1回とする。
- (2) 入札書（様式第7号）は、公告で指定した入札日時に、入札場所に、提出書類とともに直接持参しなければならない。それ以外は認めない。ただし、入札参加者が開札に立ち会わないとき又は郵便入札による入札のときは、その限りではない。
- (3) 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等に疑義があるときは、公告で示した期限内に関係職員の説明を求めることができる。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

10. 再度入札

- (1) 入札参加者全員の入札が予定価格の制限の範囲内の価格でないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、当該入札参加者による再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札は、初度の入札に参加しなかった者、または初度の入札が失格であった入札参加者は参加することはできない。最低制限価格を設けた場合にあっては、初度の入札が最低制

限価格未満の入札参加者は参加することはできない。

- (3) 再度入札に参加する者は、初度の入札額未満の額で入札しなければならない。ただし、最低の入札額を公表した場合にあっては、当該入札額未満で入札しなければならない。
- (4) 最低制限価格を設けた場合にあっては、入札参加者全員の初度の入札が最低制限価格未満であったときは、その場での再度入札はせずに入札を不調とする。

1 1. 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退するときは入札辞退届（様式第8号）を、次に掲げるところにより提出するものとする。なお、入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後に不利益な取扱いを受けることはない。

- (1) 入札辞退届を直接持参する場合にあっては、入札日の午前9時までに提出すること。
- (2) 入札辞退届を郵送する場合にあっては、入札日前日までに総務課契約担当に到着するものとする。この場合は、併せて電話連絡すること。

1 2. 公正な入札の確保

入札参加者は、次の各号に定めるほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

1 3. 入札の延期又は中止

管理者は、天災等の不可抗力による場合や、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等やむを得ない理由により入札を執行できない場合、又は入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札には参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わない。

1 4. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札に関して不正の行為があったとき
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 財務規則第157条の適用がある場合を除き、入札保証金を納付していない者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札

- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 金額がゼロ円の入札
- (8) 入札金額の頭に「¥」マークの記入がない入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に入札した場合の入札
- (12) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札
- (13) 全各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

15. 代理人

- (1) 入札参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。
この場合は、委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (3) 入札参加者は、政令第167条の4の規定に該当する者を入札参加者の代理人とすることができない。

16. 開札の立会い

- (1) 開札には必ず立会うこととする。入札参加者（代理人を含む。）が開札に立ち会わないとき又は郵便による入札のときは、当該開札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (2) 開札時においては、係員の指示に従うこと。又開札会の秩序を乱し、他人に迷惑をかけた、事務に支障をきたす原因となったり、妨害となるような行為をしないこと。これらに違反したときは退席させ、次回からの参加を制限したり、入札参加者（代理人を含む。）にあっては、業務に関し不誠実な行為であり契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格停止措置を行うこともある。

17. 開札

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最も低い価格で入札した者から順に3番目の者までを落札候補者とし、価格の低い順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言して開札を終了するものとする。
- (2) 落札となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人が立会人としていないときは、これに代わり入札（開札）事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

18. 落札者の決定等

- (1) 落札者が決定するまで、最も入札価格の低い落札候補者から順に、開札日の翌日から起算して3日以内（東山梨行政事務組合の休日を定める条例（平成5年条例第1号）に規定する東山梨行政事務組合の休日（以下「組合の休日」という。）を除く。）に、提出書類の審査を行う。
- (2) 審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行う。
- (3) 審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定されたものとし、管理者は速やかに落札決定通知書（様式第9号）により通知する。
- (4) 落札決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該候補者の入札参加資格はないものとする。
- (5) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められた場合は、当該落札候補者に対して、入札参加資格不適合通知書（様式第10号）（以下、「不適合通知書」という。）を送付する。
- (6) 不適合通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（組合の休日を除く。）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下、「不適合理由」という。）についての説明を、説明要請書（様式第11号）により求めることができる。
- (7) 不適合理由についての説明を求められた場合には、入札参加資格審査委員会に諮り、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内（組合の休日を除く。）に、回答書（様式第12号）により回答する。
- (8) 不適合通知書を受けた者は、不適合理由の説明を求めても管理者が落札決定を受けた者と契約を締結すること及び実施要綱第18条に規定する入札の結果を公表することを妨げることはできない。

19. 提出書類の返却等

- (1) 提出書類は、一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本組合において競争入札参加資格の確認以外には、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

20. 入札保証金等

- (1) 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員又は取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 入札参加者は、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提供する場合は、入札保証金については、東山梨行政事務組合指定金融機関等に納付した場合は、領収書又はそ

れに代わる保証金保管証券預り証を、入札保証金に代わる担保については、会計管理者に納付した場合は、保管有価証券預り証を、入札前に提示しなければならない。

- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に落札者以外の者に対しては落札者の決定後にこれを還付する。

2 1. 違約金

東山梨行政事務組合財務規則及び各東山梨行政事務組合契約約款の規定による。

2 2. 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、若しくは提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。
- (2) 落札者は、契約保証金を納付する場合において、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 落札者は、提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

2 3. 入札保証金の振替

契約担当者において必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に返納すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

2 4. 契約書等の提出

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- (3) 落札者は、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書の案を提出しなければならない。
- (4) 議会の議決を要する契約にあつては議会の議決があつたときに本契約が成立する。したがって、議会の議決を得られなかったときは、本契約は不成立となり、この場合において発注

者は損害賠償の責を負わない。

25. 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。また、契約に要する経費は落札者の負担とする。

26. 異議の申立て

入札した者は、入札後、この説明書、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。